

## 国の基本指針について

### ◎ 趣 旨

国が示す「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）について説明するもの

### 1 基本指針の位置付けについて

- 介護保険法において、厚生労働大臣は地域医療介護総合確保促進法に規定する総合確保指針に則して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされている。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。
  - ・ 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
  - ・ 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるにあたって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
  - ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 基本指針では、第6期（平成27～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。

### 2 第9期介護保険事業計画の基本指針について

国の社会保障審議会介護保険部会（令和5年7月10日開催）において、第9期に向けた見直しのポイント（案）として以下の項目が挙げられている。

※ 基本指針の改正は秋頃を予定

#### 【介護サービス基盤の計画的な整備】

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を

- 効率的かつ効果的に提供する体制の確保，医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め，地域の関係者と共有し，サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう，複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

**【地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組】**

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり，制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて，地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から，総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保，体制整備を図るとともに，重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により，認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し，介護事業所間，医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化，内容の充実，見える化

**【地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上】**

① 介護人材を確保するため，処遇の改善，人材育成への支援，職場環境の改善による離職防止，外国人材の受け入れ環境整備などの取組を総合的に実施

② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進